

いじめ事案への取り組み

【いじめの定義】

◆文部科学省問題行動調査より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【大阪府におけるこれまでの取り組み】

	基本的な考え方	「いじめ防止指針」(H17)
未然防止	指導教材等	「いじめ対応プログラムⅡ」(H19) ～子どもたちに身につけてほしい6つの力～
	生徒の自主的な活動支援	大阪府中学校生徒会サミット ～府内中学校生徒会による活動の交流～
	調査・把握	生活実態アンケートの実施(児童生徒対象) ～指導・助言事項で指導～ いじめ対応の状況調査 ～市町村教委や各学校のいじめへの取組状況を調査(年2回)～ 市町村ヒアリング(7～8月)
早期発見	相談窓口(校内)	スクールカウンセラー(臨床心理士)による相談 ～全中学校及び府立高校に配置～
	相談窓口(校外)	府教育センター「すこやか教育相談」 ～子ども・保護者・教職員別に相談～
		第三者機関による電話相談・面談
		全国統一ダイヤル24時間電話相談
		ホームページ開設、相談窓口周知のための案内カード配布

事後対応	対応プログラム	「いじめ対応プログラムⅠ」(H19)
	教員の加配	こども支援コーディネーターによる組織的な対応 ～府内115中学校に加配～
	専門家による支援	スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）スクールカウンセラーによる支援
		「子ども支援チーム」の緊急派遣 ～臨床心理士や弁護士等の専門家と府指導主事によるチームを派遣し、指導・助言
		「被害者救済システム」の運用 ～民間相談機関を通じた救済申立て～
	児童生徒・保護者等への支援	スクールカウンセラーによる面接
関係機関と連携した指導		

大津市の事案を踏まえての対応

○児童生徒、保護者向け相談窓口の周知徹底

- ・大阪府教育委員会ホームページに“呼びかけ”や相談窓口連絡先を新たに掲載（7月12日）
- ・“呼びかけ”と相談窓口を記載した個人持ちカードの配付

（対象：府内全小・中・高・支援学校（私立含む）児童生徒）（8月29日～9月3日）

○市町村教育委員会と学校への指導の徹底

- ・いじめ等に対する定期的な実態把握と継続的な支援

（府立学校への指示事項、市町村教育委員会への指導・助言事項：毎年周知）

- ・夏季休業に向けた指導の徹底と相談窓口の周知

○市町村教育委員会等と連携した対応の充実

- ・臨時学校教育指導主管部課長会を開催し、いじめ事案の事例分析等からいじめ防止の取組と発覚後の対応のあり方についての協議を行い、今後の取組みの徹底を行った。（8月2日）
- ・府立学校の校長研修等において、指導の徹底を指示。（8月17日）